

鳥取県北栄町と埼玉県横瀬町による官民の人材交流に関する協定書

鳥取県北栄町と埼玉県横瀬町は、人口減少社会における持続可能なまちづくりと豊かな住民生活の実現を図るため、両町が培ってきた町政運営のノウハウ等及び、役場職員並びに関係人口等の持つノウハウやネットワーク等を、結び付けあるいは相互補完することについて合意した。

両町は、役場職員及び関係人口等の間での人材交流、ノウハウやネットワークの共有という緩やかな連携を通じて、両町のまちづくりに関わり地域を支える人材の成長と一層の増加を促進し、ひいては地域の持続とさらなる価値創造を担う人的資本を豊かにする将来の取組みにつなげることを目指す。

この目的のため、両町は本協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 両町は、上述の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力して取り組むものとする。

- （1） 両町の役場職員間の人事交流
- （2） 両町の関係人口間の交流と協働に向けた提案、調整、協力
- （3） その他、人口減少社会における持続可能なまちづくりの促進に関すること

2 前項各号に掲げる事項の取組みの詳細については、両町が協議の上、その都度決定するものとする。

（取組推進のための協議）

第2条 両町は、この協定に基づく取組みを効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（覚書等の締結）

第3条 第1条第1項第1号の取組みの実施については、必要に応じて、別途、人材派遣に関する協定を締結するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 両町のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた事項については、両町が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年5月23日

鳥取県北栄町

東伯郡北栄町長

手嶋 俊樹

埼玉県横瀬町

秩父郡横瀬町長

富田 能成